は、500時間の研修課程中350時間が免除され、150時間の履修で介護職員基礎 研修修了となる。)などの受講負担軽減措置が図られていることについても改めて周知 いただき、介護職員基礎研修の普及、定着に向けて積極的な取組をお願いしたい。

○ 介護福祉士の資格取得ルートにおける「介護職員基礎研修」修了者の取り扱いについては、平成18年12月12日に取りまとめられた社会保障審議会福祉部会の報告において「介護職員基礎研修を修了している者は、あらかじめ理論的・体系的に必要な知識及び技能を修得した上で介護等の業務に関する実務経験を2年以上経た場合に、国家試験の受験資格を付与する仕組みとするべきである。」とされているが、社会福祉士及び介護福祉士法の改正法案の国会審議において、「厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること」との附帯決議がされたところであり、この附帯決議を尊重し、現在、実務経験ルートにおける基礎研修の位置づけについて検討しているところであるのでご了知願いたい。

(2) 訪問介護員養成研修について

- 訪問介護員の養成については、平成3年度から平成18年度までの修了者の累計が約 326万人(*)となっているところである。
 - (*) 各都道府県からの修了者数の報告をもとに集計。ただし、この人数については単純累計であり、1人の者が 複数の研修課程を修了している場合は重複して計上されている。

この訪問介護員養成研修の取扱いについては、昨年2月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、「今後、全国の介護職員基礎研修の実施状況や、介護福祉士の見直しの時期等を勘案した上で、現在の訪問介護員養成研修課程を介護職員基礎研修に一元化する予定」とお示ししたところである。

厚生労働省としては、まずは訪問介護員養成研修1級課程について、平成24年度を 目途に介護職員基礎研修に一元化を図る予定であるのでご了知いただきたい。なお、訪 問介護員養成研修2級課程については、当分の間、養成を継続する予定であるので、ご 了知いただくとともに、管下市町村、介護サービス事業者、関係団体等に対して周知い ただくようお願いする。

(3) 介護員養成研修の適切な実施について

○ 高齢者に対して適切な介護サービスを提供するうえで、質の高い介護員を養成することは介護保険制度の円滑な運営のためにも非常に重要なことである。

各都道府県においては、従来より介護保険法施行令等に基づき介護員養成研修事業者の指定手続き等を適切に実施していただいているところであるが、一部研修事業者において法令に定める研修内容や時間を修了していないにもかかわらず、研修事業者が修了証明書を交付していた問題が生じたところである。

このような問題は、研修受講者が不利益を被るとともに介護サービス利用者に対して不信感を与えることであり、誠に遺憾である。各都道府県においては、事業者の指定等を行う際には、以下の内容を参考に指定申請時の審査を適切に行うとともに、事業者に対する指導を徹底していただき、不正事例の発生防止に努められたい。

具体的には、

- ① 指定申請で報告されている内容の研修が実際に事業所で行われているか否かについて、事業者の了解の下に実地調査を行う。
- ② 事業者の要件や研修講座の内容について、それぞれ個別に十分な審査を行う。
- ③ 指定に際しては、申請事業者に対して、講師の変更、日程の変更、実習先の変更等の重要な事項の変更がある場合、その都度、都道府県に対して変更の報告を行うことへの理解と徹底を行う。
- ④ 事業者から研修の実績報告を受ける際に、併せて講師の出講状況の確認も行う。
- ⑤ 都道府県が事業者から研修講座の開講の申請を受け、それに対する指定を行ってから受講者の募集を行わせる。

等の措置が考えられる。

各都道府県において事業者を指定する際には、地域の実情に応じ、上記の項目を参考

としつつ、事業者の指定要綱を見直すなど、不適正な養成研修が実施されないよう十分 留意されたい。

○ なお、通信課程等により、<u>複数の都道府県にわたる等、広域を対象として実施する研修事業者に対する指導等については、</u>指定を行った都道府県のみでは十分に対応しきれないケースも生ずると考えられるため、<u>研修事業者を指定した都道府県から関係する都道府県に対して依頼があった際には、指導等に関する情報の提供その他必要な協力を行うなど十分相互に連携を図って取り組まれたい。</u>

(4) 介護員養成研修事業者の指定事務について

- 介護員養成研修事業者の指定については、介護保険法施行令第3条第1項第2号によって規定されているとおり、各都道府県により行うこととされており、その具体的な取扱いについては、「介護員養成研修の取扱細則について」(平成18年6月20日老振発第062001号)によりお示ししているところであるが、通信課程による研修事業等同一の研修事業者が複数の都道府県にわたって研修事業を行う場合の研修事業者の指定については、概ね以下の方法が考えられる。
 - ① 本部、本校と支所等の各事業所が独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、 又は受講生の募集も各々の都道府県下において行うなど、事業として別個のものと 認められる場合には、各事業所の所在地の都道府県において指定を行う。
 - ② 本部、本校において、研修実施場所、研修講師等の確保を一体的に実施し、支所等の各事業所には研修場所の提供や受講者との調整等のみで、研修実施に係る責任の所在がない場合については、主たる事業所の所在地の都道府県において指定を行う。
- なお、上記の取扱いについては、<u>本部、本校等主たる事業者があることをもって当該</u> <u>都道府県が指定事務を行うといった一律機械的に取り扱うのではなく、各事業所におけ</u> る個々の状況等十分確認のうえ、適切に対応願いたい。

介護職員基礎研修について

平成20年2月

厚生労働省老健局

♪も く じ♪

Q1■介護職員基礎研修はどのような経緯で作られたのですか?・・・・・・1
Q2■介護職員基礎研修はどのようなことを目指していますか?・・・・・・1
Q3■介護職員基礎研修はどこで受けられますか?······1
Q4■介護職員基礎研修を実施している事業者は全国にどのくらい あるのですか?・・・・・・・・・・・1
Q5■介護職員基礎研修のカリキュラムはどうなっていますか?・・・・・2
Q6■介護職員基礎研修の受講料に対する補助はありますか?・・・・・・2
Q7■介護職員基礎研修を修了したら、どのような仕事ができますか?・・・・・2
Q8■既にホームヘルパー研修を修了している人が、介護職員基礎研修を 修了するためには何時間の研修時間が必要でしょうか?・・・・・・・3
Q9■ホームヘルパー研修修了者は訪問介護の仕事ができなくなるのですか? ・・・・・・・・・・3
Q10■介護職員基礎研修のほかに、介護職員の資質向上を図る研修などに はどのようなものがありますか?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q11■訪問介護員養成研修と介護職員基礎研修との関係は今後どのようになりますか?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q12■介護職員基礎研修事業者になるためにはどのような手続きが 必要ですか?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
【資料】 〇 介護職員基礎研修の概要・・・・・・・5
〇 介護保険制度における介護従事者の資格・・・・・・・・・・・・6

WHY

介護職員基礎研修に関するよくあるご質問



Q1■介護職員基礎研修はどのような経緯で作られたのですか?

- 今後、ますます少子・高齢化が進展するとともに、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれる中で、介護保険制度が老後の安心を支える仕組みとして安定的に運営されるよう、介護の仕事に従事する人材を確保するとともに、介護サービスの質の確保・向上を図ることが重要な課題となっています。
- 介護サービスの質の向上を図る上で、介護職員の専門性を高めることが必要であることから、施設、在宅を問わず、介護職員として介護サービスに従事する職員の共通の研修として、平成18年度に「介護職員基礎研修」を創設しました。

WHY



Q2■介護職員基礎研修はどのようなことを目指していますか?

- 介護職員の専門性を高めることにより、介護サービスの質の向上を図ります。
- また、今後、介護職員基礎研修修了者がその専門性を活かし、介護サービスを提供する場において核となって働けるよう、介護職員基礎研修修了者の位置付けなどについて検討していくこととしています。

WHY



Q3■介護職員基礎研修はどこで受けられますか?

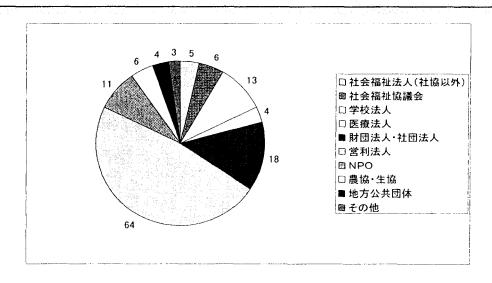
○ 都道府県又は都道府県が指定する事業者が研修を実施しています。詳しくは都道府県の担当部局へお問い 合わせ下さい。

WHY

Q4■介護職員基礎研修を実施している事業者は全国にどの



○ 平成19年8月1日現在で134事業者です。なお、29の都道府県で設置されています。



WHY



Q5■介護職員基礎研修のカリキュラムはどうなっていますか?

○ 介護職員基礎研修は、講義・演習を360時間、施設等における実習を140時間の合計500時間の履 修が必要です。詳しい内容については、5ページの概要をご覧ください。

WHY



Q6■介護職員基礎研修の受講料に対する補助はありますか?

- 介護職員基礎研修の受講料は、基本的には、受講者の方に御負担いただくこととなっています。
- 受講料の額については、都道府県及び都道府県が指定する研修事業者により異なりますので、都道府県又は都道府県が指定する研修事業者にお問い合わせ下さい。

なお、受講者に一定期間の雇用保険の加入歴があり、かつ、受講する介護職員基礎研修講座が教育訓練給付制度において厚生労働大臣が指定する教育訓練講座であるときは、研修修了後、給付を受けることができる場合があります。

教育訓練給付制度の概要

- 働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保 険の給付制度です。
- <対象者>・雇用保険被保険者である(あった)期間が通算3年以上(但し、初回に限り、1年以上の者)
- <給付額>・受講者本人が負担した教育訓練費用の20%相当額【上限10万円】

(但し、4千円を超えない場合は支給不可)

- ※ 制度の詳細、指定教育訓練講座の検索については、「厚生労働省」のHP (http://www.mhlw.go.jp/kyujin/kyoiku/index.html) をご参照下さい。
- ※ 教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練の指定基準については、「中央職業能力開発協会」のHP (http://www.kyufu.javada.or.jp/kensaku/T_M_kouza)をご参照下さい。

MHY (

Q7■介護職員基礎研修を修了したら、どのような仕事ができ



ますか?

- 介護老人福祉施設等の施設や訪問介護員(ホームヘルパー)等として働けます。なお、介護職員基礎研修 修了者は、訪問介護員(ホームヘルパー)の任用資格として規定されています。
- また、訪問介護事業所において、訪問介護計画の作成や訪問介護員に対する技術的な指導等を行う「サービス提供責任者」になることができます。

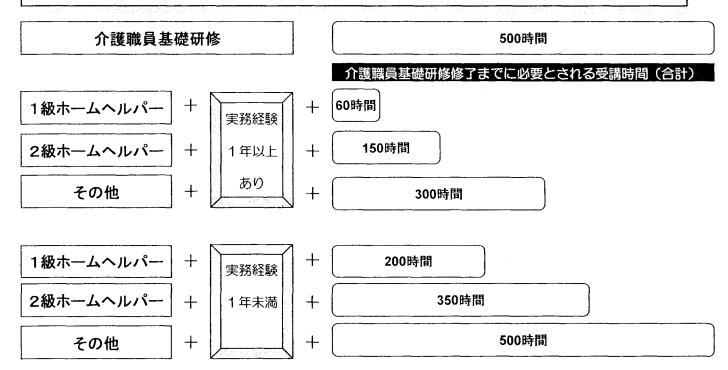
Q8■既にホームヘルパー研修を修了している人が、介護職員

WHY

基礎研修を修了するためには何時間の研修時間が必要でし

ょうか?

○ 介護職員基礎研修は、500時間の履修が必要です。ただし、既に訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修を修了している方については、修了済の研修と介護職員基礎研修とで内容が重複する研修科目等の受講が免除されます。



WHY Q9■ホームヘルパー研修修了者は訪問介護の仕事ができなくな るのですか?

○ 訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修1級、2級課程を修了された方については、これまでどおり訪問 介護員として働けます。ただし、訪問介護員養成研修3級課程のみを修了されている方については、平成2 1年4月以降、介護報酬の算定要件の対象から外れる予定です。

WHY

Q 1 0 ■介護職員基礎研修のほかに、介護職員の資質向上を図る

研修などにはどのようなものがありますか?

○ 介護職員の資質向上を図る仕組みとしては、国家資格である介護福祉士の資格取得、ホームヘルパー等の職能団体による研修や各事業者が行う研修があります。なお、既に訪問介護員養成研修を修了されている方については、介護職員基礎研修の一部免除(2級課程修了+1年以上の実務経験の方→150時間を履修)により短時間の履修で介護職員基礎研修を受講することが可能であり、認知症ケアや医療・看護との連携等の内容が含まれており、スキルアップ等にもつながるものと考えます。



WHY

Q11■訪問介護員養成研修と介護職員基礎研修との関係は

今後どのようになりますか?

〇 平成24年度を目途に、現在の訪問介護員養成研修1級課程を介護職員基礎研修に一元化することとして います。

なお、介護職員基礎研修の実施状況や、昨今、介護職員の人材確保が困難であるという状況にあること等から、当分の間、訪問介護員養成研修2級課程を存続することとしています。

WHY

Q12■介護職員基礎研修事業者になるためにはどのような

手続きが必要ですか?

○ 介護職員基礎研修事業者の指定事務は、都道府県で行っており、具体的な要件等についても、各都道府県 において要綱等において定めております。

具体的な手続き等については、研修事業を実施する都道府県の担当部局にお尋ねください。

- なお、通信課程等の実施により複数の都道府県にまたがって研修事業を実施する場合の事業者の指定については、以下のケースが考えられます。
 - ① 本部や本校と支所等の各事業所とが独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講生の募集 も各々の都道府県において行うなど、事業として別個のものと認められる場合には、各事業所の所在地の 都道府県で指定。
 - ② 本部や本校において、研修実施場所、研修講師等の確保を一体的に実施し、支所等の各事業所は研修場所の提供や受講者との調整等のみを行い、研修実施に係る責任の所在がない場合については、主たる事業所等の所在地の都道府県で指定。

介護職員基礎研修の概要

介護職員基礎研修は、介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務にあたる上での基本姿勢、基礎的な知識・技術等を修得させるとともに、介護職員については将来的には、任用資格は介護福祉士を基本とすべきであることを踏まえて、より専門的な知識・技術を修得するための機会とすることを目的とする。

○実施主体

介護職員基礎研修の実施主体は、都道府県知事又は都道府県知事の指定した者とする。

○対象者

介護福祉士資格を所持しない者で、今後介護職員として従事しようとする者若しくは現任の介護職員とする。

○研修科目及び研修時間数等

別表のとおり

○その他

- ・訪問介護員養成研修修了者については、受講科目を一部免除。各科目ごとに研修機関が修得度を評価。
- ・研修事業者が教育体制(講師、設備等)等の情報項目を開示。
- ・認知症高齢者へのケアや医療・看護との連携等に関する内容を充実。
- ・講義と演習を一体的に実施

別表

<500時間>

基礎理解とその展開(360時間)

-講義・演習を一体的に実施-

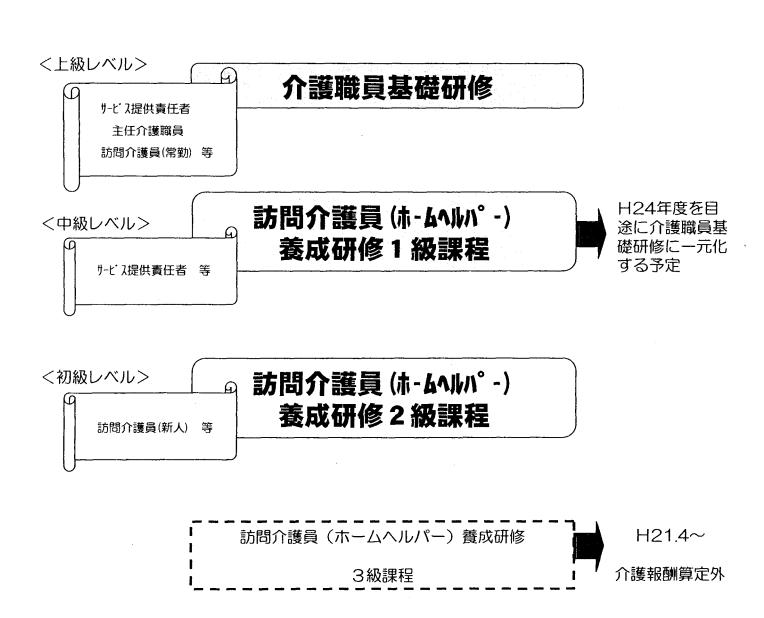
- 1. 生活支援の理念と介護における尊厳の理解(30H)
- 2. 老人、障害者等が活用する制度及びサービスの理解(30H)
- 3. 老人、障害者等の疾病、障害等に関する理解(30H)
- 4. 認知症の理解(30H)
- 5. 介護におけるコミュニケーションと介護技術(90H)
- 6. 生活支援と家事援助技術(30H)
- 7. 医療及び看護を提供する者との連携(30H)
- 8. 介護における社会福祉援助技術(30H)
- 9. 生活支援のためのアセスメントと計画(30H)
- 10. 介護職員の倫理と職務(30H)

実習 (140時間)

介護保険制度における介護従事者の資格

<国家資格>

介護福祉士



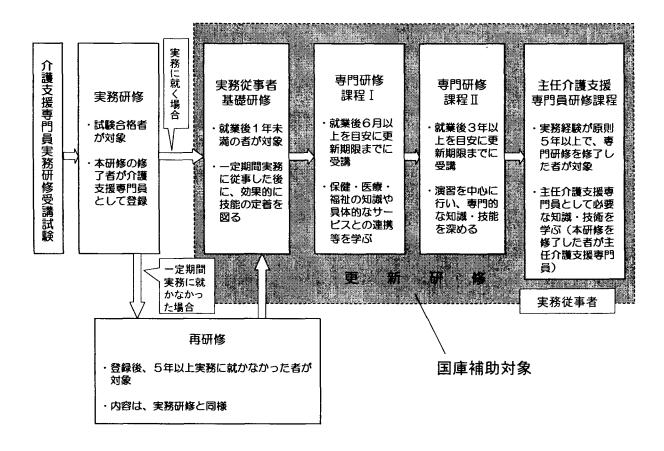
6

6. 介護支援専門員の質の向上等について

(1)介護支援専門員に対する研修の実施

- 介護支援専門員の資質の向上を図ることは、高齢者に対して適切なサービスを提供する上で非常に重要であり、質の高い介護支援専門員の養成並びに現に介護支援専門員として活動している者等に対する十分な研修の機会を確保することが求められている。
- 介護支援専門員に対する研修については、従来から「介護支援専門員資質向上事業」 として実施しているところであり、平成20年度予算(案)においても所要額を計上 したところであるので、各都道府県におかれては、本事業を積極的に活用していただ き、介護支援専門員がこれらの研修を受講する機会が十分確保されるよう特段のご配 慮をお願いしたい。
- また、これまで国庫補助の対象として実施してきた「介護支援専門員実務研修」並びに「介護支援専門員再研修」については、老健局として研修事業の同化定着の状況や研修事業に対する国庫補助の取扱いについて重点化を図る等の観点から見直しを行った結果、平成20年度から国庫補助の対象外とすることとしているので、ご了知願いたい。ただし、これらの研修は、介護支援専門員の継続的な養成、確保及び質の向上を図るために大変重要な事業であるので、引き続き本事業の実施について特段のご配慮をお願いしたい。
- なお、「介護支援専門員実務従事者基礎研修」、「介護支援専門員専門研修」、「介護 支援専門員更新研修」、「主任介護支援専門員研修」の各研修については、これまでと 同様に、国庫補助の対象であるのでご了知いただきたい。

介護支援専門員の研修体系



(2)介護支援専門員更新研修の計画的な実施等について

- 介護支援専門員については、平成18年度より資格の更新制度を導入し、更新時には「介護支援専門員更新研修」を受講することを義務づけたところである。この更新研修については、介護保険法施行令附則の経過措置等により、平成19年度から実施しているが、更新時期を考慮すると、その多くが平成20年度に受講すると見込まれる。これらの更新時期を迎えた者が適切に更新手続きを取れるよう、更新の対象となる者への更新制度についての周知をさらに徹底していただくとともに、更新研修の受講希望者が研修を受講できないということのないよう、更新研修等の計画的な実施をお願いしたい。
- なお、更新研修等の実施に当たっては、介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づき、現任の介護支援専門員が受講しやすいように、研修日程等、研修の実施体制の

工夫を行うとともに、更新研修を受講しようとする介護支援専門員が就業している都 道府県(就業していない場合には居住している都道府県)と登録している都道府県が 離れている場合などには、当該介護支援専門員の申請により名簿を移転し、就業して いる都道府県で研修の受講や更新手続きを行うなど、対象者が更新手続きを行うにあ たり支障が生じないよう配慮されたい。

介護支援専門員資質向上事業の実施について(平成18年6月15日老発第0615001号)

介護支援専門員資質向上事業実施要綱

- 4 事業実施上の留意点
 - (2) 一の研修日程の分割については、各都道府県の実情に即して適宜分割して 行うものとする。

特に現任の介護支援専門員を対象としている研修については、研修開催日程、 研修開催期間、研修定員等の規模等の設定にあたっては、選択的な受講が可能 となるよう各講義を個別に開講したり、開講日(曜日)、時間等についても工 夫をする等、各都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮を すること。

(3) 第11回介護支援専門員実務研修受講試験の実施について

- 第11回介護支援専門員実務研修受講試験については、本年の10月19日(日)を予定(正式には別途通知する予定)しているので、各都道府県においては、会場確保等の所要の準備を進められるとともに、本試験の実施にあたっては、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」(平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知)及び別添「平成20年度介護支援専門員実務研修受講試験事務のスケジュール」に基づき、適切な実施をお願いしたい。
- 特に平成20年度は、例年と異なり、10月の第3日曜日に試験実施を予定してい

- るため、宅地建物取引主任者資格試験等他の試験日と重なることが予想されるので、 試験実施が適正かつ円滑に行われるよう現段階から会場の確保等、万全の準備を行っ ていただきたい。
- また、第10回の試験において、合否判定における事務処理上の不手際による採点の誤りや、合格発表にかかる掲載の誤り、試験実施準備等の不徹底による問題が生じたところであり、まことに遺憾である。本試験の実施は、全国的に介護支援専門員の高い資質を確保することを目的として行うものであり、言うまでもなく、試験の適正かつ円滑な実施は必要不可欠である。したがって、このような事案が発生しないよう、各都道府県におかれては、改めて試験事務の実施体制等を再点検する等により万全を期されたい。

平成20年度介護支援専門員実務研修受講試験事務のスケジュール

時期	厚生労働省	都道府県 (又は指定試験実施機関)	登録試験問題作成機関 ((財)社会福祉振興・試験センター)	
4月	·試験日・合格発表日及び試験 範囲の通知	·委託契約締結 ·受験要綱準備	·受託契約締結 ·問題作成(4月~9月)	
5月		·受験申込み受理(5月~8月) ·受験資格審査(5月~9月)		
6月				
7月			·都道府県に問題必要部数の登 録を依頼	
8月		·試験センターに問題必要部数 を登録(19日)		
9月	·都道府県に試験本部登録の依 頼	・厚生労働省に試験本部登録	·都道府県へ試験問題発送を連 絡	
10 月	・都道府県に受験者速報を依頼		・都道府県へ試験問題を発送	
		·試験問題受領 (試験日3日前)		
	試験実施〈10月19日〉			
	・受験者連報を公表	・厚生労働省に受験者速報の報告 ・試験センターに答案データの 提出(24日必着)		
11月	・都道府県に合格者数の報告を 依頼	・試験の採点、合否判定	·合格基準の設定 ·都道府県に正答番号及び合格 基準を通知 (14日投函して 発送)	
12月	·合格者数を公表 ·平成21年度の試験期日の確 認等	・合格発表及び正答番号、合格 基準の公表(全国統一) (10日) ・厚生労働省へ合格者数の報告 ・都道府県において順次実務研 修実施		

- (4)介護支援専門員実務研修受講試験における実務経験(見込)証明書の取扱いについて
- 介護支援専門員実務研修受講試験(以下、「介護支援専門員試験」)における実務経験の確認方法については、実務経験(見込)証明書(以下、「実務経験証明書」)により行うものとされているところである。実務経験証明書は、施設又は事業所の長又は代表者が作成することとされているが、事業所の廃止や統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難である場合に、本来は受験資格を満たしているにもかかわらず、受験することができないといった事例が発生しているところである。
- これまでも全国会議において周知してきたところであるが、本来実務経験の要件を 満たしているにもかかわらず、書類の形式的な不備により受験できないといったこと が生じないよう、例えば、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務 経験証明書等の提示により、実務経験の有無を確認する方法も差し支えないものであ るので、各都道府県においては、実務経験の確認において、柔軟かつ適切な対応が図 られるようお願いしたい。

なお、株式会社コムスンにおいては、同社の事業移行に関連し、勤務先が移行先に変更となった者及び既に退職した従業者に対して、実務経験の証明ができないため受験することができないといった事態が生じないよう、具体的な方策を検討していると報告を受けているところである。

(5) 主任介護支援専門員研修の対象者について

- 主任介護支援専門員は、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などを行い、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務を行う人材を養成することを目的として創設されたものである。そのため、主任介護支援専門員研修は、専任、一定の実務経験を有することを対象者の要件としているところである。
- しかしながら、介護支援専門員の研修の講師を担当するなど、指導的立場にありな

がら、単に専任でないことのみをもって、受講対象者とならないといったケースがあり、これは主任介護支援専門員研修の本来の趣旨に反するものであることから、<u>兼務</u>等の場合であっても、同様に介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者については、都道府県の判断により対象者とできるよう今年度内に通知の改正を行う予定である。

○ 具体的内容については、追って通知するが、現段階の改正案は別添のとおりである ので、ご了知願いたい。